

基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（１）促進区域

設定する区域は、平成２９年８月３１日現在における北海道室蘭市の行政区域とする。概ねの面積は８千ヘクタール程度である。ただし、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落を除く。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は、本促進区域には存在しない。

（２）地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

【地理的条件】

室蘭市は、北海道南西部に位置し、北東部は登別市、北西部は伊達市に接しているほかは、太平洋と内浦湾に面しており、明治５年に開港した天然の良港「室蘭港」を擁する。また、北海道内では積雪量が少なく温暖な気候であるほか、比較的に風況が良い環境である。



【インフラの整備状況】

室蘭港は、国際拠点港湾（昭和４０年指定。当時は特定重要港湾。）に指定されており、平成３０年６月には、岩手県宮古市との間にフェリー航路が開設される予定である。また、高規格幹線道路である北海道縦貫自動車道の活用により、人口約１９０万人を擁する北海道の中心都市・札幌市までは約２時間、新千歳空港まで約１時間半での移動が可能である。



なお、本市における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、当該港湾計画に関連した促進区域を設定するにあたっては同計画と調和して整合を図るものである。

【産業構造】

室蘭市は、室蘭港を中心として、１００年以上にわたり製鐵、製鋼、石油精製、造船等によって培われた高度な技術を有する企業の集積により発展し、鉄鋼業を中心として、北海道全体の製造品出荷額の約２割を占めるなど、北海道の代表的な工業都市である。全業種を俯瞰した付加価値額で見ても、北海道全体に比べて製造業の比率が

高く、地域経済の中心として他産業に対する波及効果を産み出しているほか、域外収支黒字産業として重要な位置を占めている（図1、図2参照）。

また、市内には、国立大学法人室蘭工業大学が立地しており、ものづくり人材の養成はもとより、地域企業への技術シーズの提供や共同研究の実施など産学連携も展開している。

近年では、蓄積された技術を活用した環境産業拠点都市の形成に向けて、企業、大学、行政が一体となった取組を進めており、平成14年に静脈物流拠点港（リサイクルポート）にも指定された室蘭港を活用して、国際的な課題となっている船舶のリサイクルを国内で初めて実施するなど、地域資源や技術を活かした環境課題の解決に地域全体で取り組んでいる。平成27年には「室蘭グリーンエネルギータウン構想」を策定し、「エネルギーの地産地消」を目指すとともに、地域企業の技術を活用した水素等の環境関連産業の振興を図っている。



図1 産業別付加価値額構成（出典：地域経済分析システム）



図2 室蘭市産業における取引流入額（2015年）

（出典：地域経済分析システム）

【人口分布の状況】

室蘭市の人口は86,283人（平成29年7月末時点）であり、全体面積の2割程度となる市内東部に、人口の約5割が集中している。人口構成に占める生産年齢人口（15歳～64歳）は全体の56%、老年人口（65歳以上）は34%、年少人口（14歳以下）は10%となっている。

過去からの推移をみると、昭和45年の162,059人をピークに人口減少傾向が続いており（図3参照）、平成27年に策定した「室蘭市人口ビジョン」及び「室蘭市総合戦略」に基づき人口減少抑制に関する各種施策を実施している。

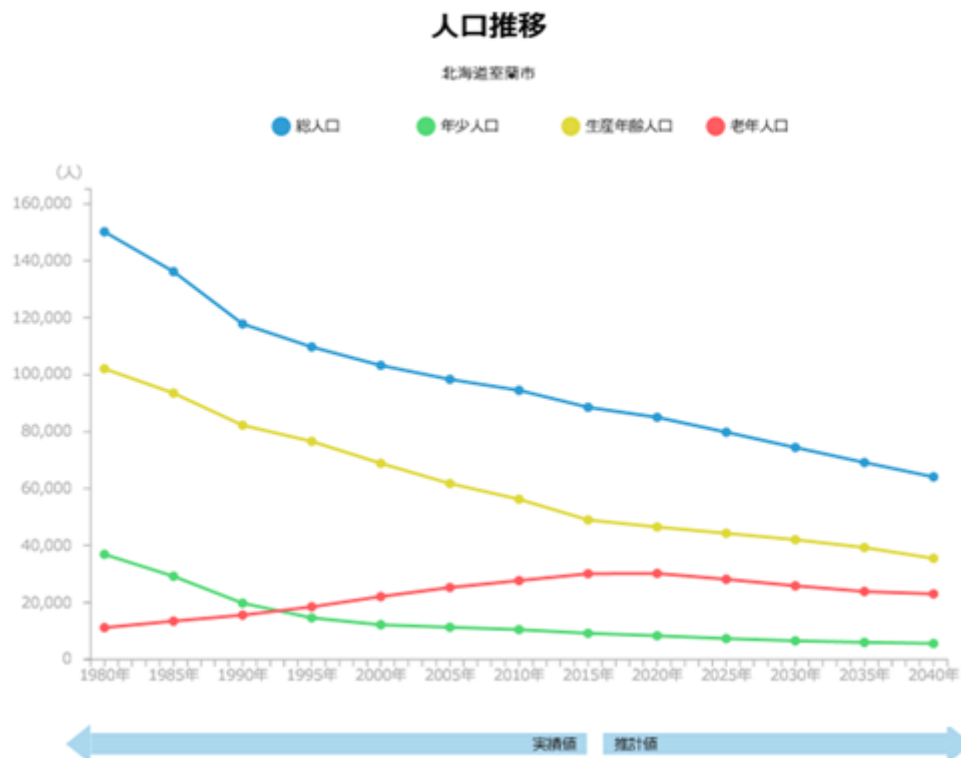


図3 室蘭市人口推移
（出典：地域経済分析システム）

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

当該地域は、雇用者数の約2割、売上高の8割以上、付加価値額の約3割を占める製造業を中心とした経済構造となっている。臨港部には、(株)日本製鋼所室蘭製作所や、新日鐵住金(株)棒線事業部室蘭製鉄所など日本を代表する鉄鋼関連企業のほか、JXTGエネルギー(株)室蘭製造所や日鉄住金セメント(株)等が立地しており、地域内には金属加工等の高度なものづくり基盤技術を有する中小企業群が集積している。これらの地域特性を踏まえ、地域経済の根幹を成す製造業を基盤として、成長性の高い航空機産業等の成長ものづくり分野、環境・エネルギー分野関連事業を促進することにより、地域における更なる付加価値創出を目指すとともに、労働生産性の向上と質の高い雇用創出を狙う。

また、製造業における質の高い雇用の創出が、卸売・小売、サービス業等の地域内の他産業にも高い経済波及効果をもたらすようになり、地域外から獲得した需要が地域内で好循環する状況を目指す。

(2) 経済的効果の目標

1件あたり平均2億円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を5件(成長ものづくり分野3件、環境・エネルギー分野2件を想定)創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で2倍の波及効果を与え、計画期間を通して促進区域で20億円の付加価値を創出することを目指す。

20億円は、促進区域の全産業付加価値(1,867億円)の1%以上、製造業の付加価値(626億円)の約3%であり、地域経済に対するインパクトが大きい。

また、KPIとして、促進区域内の地域経済牽引事業の新規事業件数、地域経済牽引事業の平均付加価値額、促進区域内の地域経済牽引事業の新規雇用者数を設定する。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	一百万円	2,000百万円	

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
促進区域内の地域経済牽引事業の新規事業件数	—	5件	
地域経済牽引事業の平均付加価値額	一百万円	200百万円	
促進区域内の地域経済牽引事業の新規雇用者数	—	85人	

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件をすべて満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が3,920万円（北海道の1事業所あたり平均付加価値額（経済センサスー活動調査（平成24年））を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で4.2%増加すること
- ② 促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で4.2%増加すること
- ③ 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で9.6%又は4人増加すること
- ④ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で10.8%又は18百万円増加すること

なお、（２）、（３）については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

本計画では設定しない。

（２）区域設定の理由

（３）重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①室蘭市の鉄鋼業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野（航空機等）
- ②室蘭市の室蘭工業大学等の人材を活用した成長ものづくり分野（航空機等）
- ③室蘭市の先進的な「室蘭グリーンエネルギータウン構想」の取組を活用した環境・エネルギー分野

(2) 選定の理由

- ①室蘭市の鉄鋼業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野（航空機等）

本地域は、(株)日本製鋼所室蘭製作所、新日鐵住金(株)棒線事業部室蘭製鉄所の二大鉄鋼メーカーを中心とする基幹企業と、その裾野に広がる金型、プレス、切削、熱処理等をベースとする精密加工、立体造形、表面処理、複合・新機能材料等の高度なものづくり基盤技術を有する100社超の中小企業群が集積している北海道地域を代表する工業都市である。世界に向けた特殊鋼拠点として、自動車関連のエンジン、足まわり、トランスミッション等の重要保安部品をはじめ、発電所向けロータシャフト等の大型製品製造など、特に鉄鋼業を中心とした産業構造となっており、平成26年製造品出荷額は全国第41位、北海道内第2位であるほか、鉄鋼製品出荷額においては全道の80%以上を占めている。(図4、図5参照)。



図4 北海道の製造品出荷額
(出典：平成26年経済産業省工業統計確報)

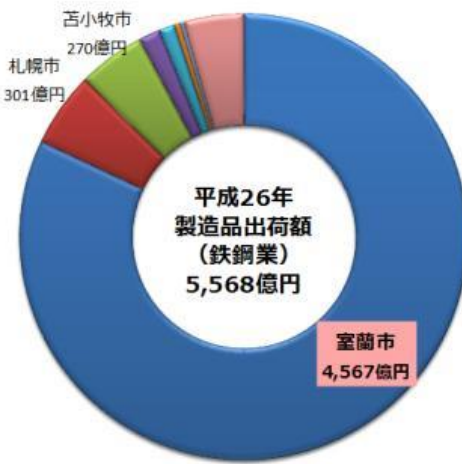


図5 北海道の製造品出荷額 (鉄鋼業)
(出典：平成26年経済産業省工業統計確報)

一方、大企業に依存する従来の産業構造からの脱却を目指す中小企業の動きも活発化しており、近年では、これまで培ってきた技術をベースとして、水素関連産業参入に向けた研究開発など、地域内における新たな分野への挑戦が始まっている。

こうした中、主として地域の中小企業を対象とした航空機産業への参入機運醸成の取組として、平成27年度以降、経済産業省北海道経済産業局や地域の支援機関である公益財団法人室蘭テクノセンター（以下「室蘭テクノセンター」という。）が主催する航空機産業参入セミナーが本地域において複数回開催されてきた。その結果、これまでに10社程度のものづくり中小企業が参入の検討を開始している状況にあり、特に難削材加工、超精密金型企業等複数社が、経済産業省が中部・関東地区で実施した

国内航空大手企業とのマッチング事業や「2016年国際航空宇宙展」に参加するなど具体的な取組が始まっている。

同時に、本地域に立地する鉄鋼大手企業では、自社における機械加工、熱処理、非破壊検査等の高度な技術をベースとし、航空機産業参入に向けて、今後需要増加が予測されているCFRP（炭素繊維強化プラスチック）製の航空機用複合材部品の製造ライン整備をはじめ、品質管理・保証の規格・認証取得に向けた人材育成等に取り組んでいるほか、自社保有技術の新たな展開を目指し、金属系耐熱材料の研究開発等も進められており、将来的には地域中小企業との連携やその効果による北海道初の航空機クラスター形成の可能性を秘めている。

このように、本地域では成長ものづくり分野である航空機産業等において、本地域が有する総合的なものづくりのポテンシャルを最大限に発揮するための環境が整いつつあり、新たな産業軸形成の可能性が極めて大きくなっている。

②室蘭市の室蘭工業大学等の人材を活用した成長ものづくり分野（航空機等）

本地域に立地する国立大学法人室蘭工業大学（以下「室蘭工業大学」という。）は、総合的な理工学教育の実施により幅広い教養、国際性、深い専門知識、創造性を備えた人材の育成を使命とし、日本のものづくりの基盤を支える人材を毎年800人以上輩出している。平成21年度の学部再編成により設置された4系学科のうち、機械航空創造系学科に設けられた「航空宇宙システム工学コース」は、全国でも数少ない航空宇宙分野専門の教育を実施するコースとして、当該分野のスペシャリストとなる貴重な人材の育成を実施している。

また、平成27年度「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」（文部科学省）に選定されており、5年間で、参加校全体の北海道内企業への就職率を平成26年度の8%増となる51%まで向上させる数値目標を掲げ、北海道内の教育機関（道内7大学、4高専）、自治体（北海道、道内8市）と連携して、産学官金による雇用創出・開拓を行うとともに、地域が求めるものづくり人材の養成に取り組んでいる。（図6参照）

さらに、同大では、「地域共同研究開発センター（以下「CRDセンター」という。）」の設置により民間企業との共同研究を始めとする地域の産学連携を積極的に推進しているほか、ものづくりに関わる教育・学習支援、基盤技術研究等を目的として設置している「ものづくり基盤センター」では、切削加工、溶接、鋳鍛造等の設備を備えており、当該設備を活用した学生の実習や地域の小中学生等を対象にしたものづくり学習機会の提供など、将来のものづくりを担う人材育成にも力を入れている。その他にも、経済産業省の平成28年度補正「地域未来投資の活性化のための基盤強化事業」に採択され、「高分解能X線CTスキャナー」等の機器が導入予定となっており、素形材分野における技術シーズや研究・試験設備等の航空機分野等への展開・活用も期待される。

これらを強みとして、地域の中小事業者に対する技術シーズの提供、共同研究による技術高度化等の実績を有する豊富な専門人材の活用、さらには地域企業への人材供給等において、地域における航空機産業等の形成に向けた中心的な役割の発揮が期待できる。



図6 室蘭工業大学が取り組む「COC+」事業の概要

このほか、周辺地域には、即戦力となる人材育成を目標とした日本工学院北海道専門学校等の専門学校や北海道立室蘭工業高等学校等の高等学校のほか、職業能力開発を目的とする北海道立室蘭高等技術専門学院があり、室蘭工業大学とともに地域産業に欠かせない人材供給拠点を形成している。

③室蘭市の先進的な「室蘭グリーンエネルギータウン構想」の取組を活用した環境・エネルギー分野

室蘭市では、平成15年に「室蘭地域環境産業拠点形成実施計画」を策定して以降、環境産業都市形成のための取組を進めてきており、平成27年に策定した「室蘭グリーンエネルギータウン構想」（以下「構想」という。）では、市内企業の技術や、本市がポテンシャルを有する水素エネルギー、再生可能・未利用エネルギー（以下「グリーンエネルギー」という。）等を活用した「エネルギーの地産地消」と、新たな技術・システムの開発・実証・事業化及びその先進性の発信を通じて、低炭素都市の創造、環境関連産業の創出による地域経済の活性化等を目指している。この取組が評価され、本構想は、平成28年度に国土交通省主催の「第1回先進的まちづくりシティコンペ」において「国土交通大臣賞」を受賞した。

新たな技術・製品開発等に関する具体的取組として、本地域の高度なものづくり基盤技術を活用して、鉄鋼大手企業においては、高強度・高耐久化加工技術を活用した水素ステーション用蓄圧器の製造や、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の平成28年度「水素社会構築技術開発事業／水素エネルギーシステム技術開発」事業を活用した「再エネ水素と排ガスCO₂によるメタン合成お

よび都市ガスグリッド利用を目指した Power to Gas システムの研究開発」等に主体的に取り組んでいる。さらには、室蘭テクノセンターを拠点として、経済産業省の平成 28 年度戦略的基盤技術高度化事業を活用した「耐水素脆性金属材料による水素ステーションのディスペンサー用フレキシブルホースの開発」が進められるなど、水素エネルギーの普及拡大に資する産業側の取組が実施されている。

また、グリーンエネルギーの活用として、室蘭市では平成 27 年度に北海道初の「移動式水素ステーション」と「燃料電池自動車（FCV）」を一体導入するなど、北海道内における水素エネルギー普及拡大の先導的役割を担っている。さらに、民間事業者の取組として、室蘭市の下水処理場において、下水汚泥から発生するバイオガスを用いた「蘭東下水処理場消化ガス発電事業」が平成 28 年に稼働したほか、平成 29 年 8 月には市内臨港部において国内最大級の本質バイオマス発電所の建設工事が着工するなど、グリーンエネルギーの利活用につながる取組が展開されている。

構想においては、当面の目標として 2020 年にグリーンエネルギーの導入量を現状の 2 倍に増加させることとしており、企業、行政等による今後の更なる取組の創出を目指している。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を活かして航空機等の成長ものづくり分野及び環境・エネルギー分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行う必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備にあたっては、国の支援策も併せて活用することにより各事業者の参入ステップに対応した施策を切れ目無く展開し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域における強みの創出につなげる。

(2) 制度の整備に関する事項

①不動産取得税、固定資産税の減免措置

北海道においては、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税等の課税免除措置に関する条例を規定しており、地域経済牽引事業に係る施設を設置した場合の不動産取得税及び道固定資産税について、今後対象とする一部改正を予定している。

室蘭市においては、制定済の固定資産税等の減免措置に関する条例について、地域経済牽引事業の促進に必要な設備投資に対する制度の在り方について検討し、必要に応じて見直しを実施する。

②助成制度の創設

航空機等の成長ものづくり分野への新規参入機会の創出や事業者の体制整備等に資する助成等を実施する。具体的には、航空機産業のセクター規格・認証取得に要する費用等の補助制度創設、人材育成・生産性向上に資する製造プロセス改善のための人材派遣支援等を実施する。

③工場立地法第4条の2の規定に基づく環境施設面積率の緩和

工場周辺地域との環境調和を保ちつつ、促進区域内における地域経済牽引事業の実施に必要な設備投資等を促進するため、工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく市準則条例を制定し、環境施設面積率の緩和を行う。

④地方創生関係施策

平成30年度以降の地方創生推進交付金を活用し、航空機等の成長ものづくり分野や環境・エネルギー分野において、事業者の具体的なニーズ把握等を行い、設備投資支援や人材育成支援等を実施する予定。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①公設試が有する分析・解析結果、技術情報の情報提供

地域企業の技術力向上に資するため、(地独)北海道立総合研究機構が保有している技術情報、成果事例等に関する情報について、インターネット公開等を実施する。

②室蘭市オープンデータの提供

室蘭市は全国に先駆けてオープンデータを推進しており、平成29年7月にはGIS（地理情報システム）世界最大手の米国ESRI社が世界30万以上の企業や政府機関、自治体等から先進的かつ革新的なGIS導入及び活用によって社会変革に貢献した団体を表彰する「SAG賞（Special Achievement in GIS Award）」を受賞した。また、国内においては、地方自治体のほか東京大学、日本アイ・ビー・エム株式会社、日本マイクロソフト株式会社等で構成するオープンガバメント推進協議会に平成25年より参画し、国内自治体における公共データのオープン化を促進している。

地域経済牽引事業の円滑な実施を図るため、今後も随時本市データのオープン化を進めるとともに、事業者からのデータ公開の提案があった場合は、下記(4)の相談窓口となる部署と連携して対応し、必要に応じて国等への働きかけを行うなど環境整備に努めるものとする。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

北海道経済部産業振興局産業振興課内、室蘭市経済部産業振興課内に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、庁内関係部局と連携して対応していくものとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①技術支援等

地域企業の技術力の向上及び参入促進を図るため、室蘭工業大学、室蘭テクノセンターの各機関が有する研究者やコーディネーターによる技術指導・相談、国の施策等を活用した研究開発の共同実施や販路開拓支援等を行う。

②省エネルギーの取組の推進

地域企業の競争力向上を図るため、エネルギーコストの低減に向けた取組を推進する。室蘭テクノセンターにおいては、コーディネーターが中心となり、地域中小企業

を対象として省エネ診断、省エネ計画策定、省エネ設備対策、効果検証等に関する支援を実施してきており、当該ノウハウを活用して地域経済牽引事業の促進につなげる。

③人材育成・確保支援

航空機産業における長期の製品供給や品質保証等の担保をはじめ、成長ものづくり分野等における地域企業の継続的な事業実施体制を確保するためには、高度かつ専門的な知識・技術・経験を有する人材の確保・育成は重要課題であることから、室蘭工業大学及び北海道立室蘭高等技術専門学院等からの人材の安定確保を図るとともに、室蘭テクノセンターにおけるものづくり企業向け社員研修等の事業実施により人材育成を支援する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成29年度 (初年度)	平成30年度～ 令和4年度	令和5年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①不動産取得税、固定資産税の減免措置	11～12月 条例改正議案提出・審議 12～1月 施行	運用	運用
②助成制度の創設	9月～制度検討 2月 予算案提出・審議 3月 議決	執行	執行
③工場立地法第4条の2の規定に基づく環境施設面積率の緩和	12月 条例制定議案提出・審議 1月 施行	運用	運用
④地方創生関係施策	随時 事業者ニーズの把握、支援策検討 1月以降 申請準備	交付後事業実施	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①公設試が有する分析・解析結果、技術情報の情報提供	随時実施	同左	同左
②室蘭市オープンデータの提供	随時実施	同左	同左
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①相談対応	9月下旬 窓口設置	運用	運用
【その他】			
①技術支援等	随時実施	同左	同左
②省エネルギーの取組の推進	随時実施	同左	同左
③人材育成・確保支援	随時実施	同左	同左

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、北海道が設置する公設試や産業支援機関のほか、本地域に立地する北海道・室蘭市等の地域自治体及び民間団体等が出資して設立した室蘭テクノセンター、室蘭工業大学など、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を活かして支援効果を最大限発揮できるように事業を実施し、地域経済牽引事業を支援していく。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①公益財団法人室蘭テクノセンター

当該財団は、地域産業の振興発展を目的として、室蘭工業大学はもとより、(地独)北海道立総合研究機構や(公財)北海道科学技術総合振興センター、(公財)北海道中小企業総合支援センター等との連携により、技術・製品開発等支援、産学官連携支援、中小企業支援事業等を積極的に実施している。特に、室蘭工業大学とは業務提携契約を締結し、相互の協力のもとに緊密な連携を図りながら地域企業の技術力向上を推進している。

本計画においては、下記の事業の実施により地域経済牽引事業を支援する。

○技術・製品開発等支援事業

航空機部品の加工等に係る新技術開発、事業化支援のほか、技術・技能習得研修支援、資格取得支援等を実施するとともに、国・北海道等の研究開発機関との連携による技術支援を行う。

○産学官連携支援事業

室蘭工業大学と地域企業との産学官連携を推進するため、技術検討会の開催、技術アドバイザーの派遣、展示会出展支援等を実施する。

○中小企業支援事業

地域5金融機関、室蘭工業大学、室蘭テクノセンターによる室蘭地域産業支援連携協定に基づき、地域企業の経営・技術等の課題解決にあたる。

このほか、直近では経済産業省の平成28年度戦略的基盤技術高度化支援事業、同年度省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業をはじめとして、これまでに同等の補助、委託事業を多数実施してきたことから、その事業管理ノウハウを活用して、地域中小企業等と共同した航空機産業等の成長ものづくり分野に関連する研究開発事業等の推進も期待される。

②国立大学法人室蘭工業大学

当該大学は、本地域内に立地しており、工学部4系学科、大学院博士前期課程3専攻、後期課程1専攻を整え、工学全般にわたり毎年800名を超える優秀な人材を全国に輩出している。

民間企業との共同研究や人材育成の窓口となるCRDセンターを関東以北で初めて設置するなど、産学連携による共同研究に積極的に取り組んでおり、地域自治体や地域金融機関等との連携を推進している。

近年も、経済産業省の戦略的基盤技術高度化支援事業(サポイン事業)や地域中核企業創出・支援事業を活用して、鉄鋼メーカー向けの次世代型耐熱耐摩耗鋳物の製造

技術開発、共同受注・一貫生産体制（鋳物シンジケート）構築など、地域中小企業との共同研究開発、大学発技術シーズの展開等を積極的に実施している。

将来的に本地域を中心とする航空機クラスター形成に向け、地域中小企業との連携を促進するため、上記事業スキーム及びノウハウの横断的な展開やC R Dセンターの機能強化等により、地域経済牽引事業の支援を行う。

③室蘭商工会議所

当該商工会議所は、大正13年11月に設立され、「商工会議所法」に基づいた特別認可法人であり、現在約1,600事業所の会員で組織されている。その目的は、地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することであり、地域商工業者の世論を代表する唯一の地域総合経済団体である。

商工会議所内には、中小企業相談所を設置し、経営指導員を配置、金融・税務・経理・経営・労働・取引・法律・その他の経営相談に応じるとともに、専門性の高い相談には弁護士、税理士、社労士、中小企業診断士等の専門家と連携し、その解決にあたっている。

また、地元企業の活用推進や販路開拓並びに地域の需要拡大に向けた事業展開を図るとともに、室蘭工業大学をはじめ地域の関係機関等と連携した人材の確保・育成事業の推進等、地域企業の経営の安定・強化に向けた取り組みを推進している。

上記により、これまでに構築してきた経営に関するサポートや相談体制の一層の充実並びに個々企業への営業力強化等に向けた事業の充実を図り、地域経済牽引事業の支援を行う。

④地方独立行政法人北海道立総合研究機構

当該法人は、北海道民の生活向上や北海道内産業の振興を目指して、農業、水産業、林業、工業等の各分野、地域における課題等に対応した研究開発を行い、その成果を地域に還元することを目的としている。

札幌市に立地する産業技術研究本部工業試験場においては、地域産業の高度化及び新産業・技術分野創出を促進するため、地域企業との共同研究開発、技術支援、技術者養成、技術情報提供を行っているほか、機械加工、試験・分析、検査等の多数の設備を開放し、地域中小企業の技術開発を支援している。

また、同じく札幌市に立地する環境・地質研究本部環境科学研究センターにおいては、環境問題に総合的に対処する機関として、地域環境の保全等を目的とした調査研究及び技術支援を行っており、資源の有効利用や循環型社会実現に資する取組として、下水汚泥由来水素の製造・利用実現可能性調査等のリサイクル関連の調査研究も実施している。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（１）環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないように配慮し、環境関係法令の遵守が環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解

を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

（２）安全な住民生活の保全

地域の安全と平穏の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会を作るため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人ひとりの防犯意識を高めると共に、警察、学校、住民、企業の積極的な連携の下、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

また、交通事故を防止するため、歩道やガードレールを設置するなどにより歩道と車道を分離するなど交通安全施設の整備に努めるとともに、企業の事業所付近、特に頻繁に車両が出入する箇所や交差点等にミラーの設置、警備員の配置等を求めていく。

（３）その他

①PDCAサイクル確立方針

PDCAサイクルの確立にあたっては、基本計画の実効性を担保するため、毎年度、室蘭市と北海道において基本計画の進捗状況を取りまとめることとする。

具体的には、地域経済の状況及び地域経済牽引事業計画の実施状況、地域経済牽引事業への支援措置等、基本計画の進捗状況に関するとりまとめを行うとともに、国の求めに応じて報告するものとする。

②地域経済牽引事業促進協議会の設置

基本計画の実施に関し必要な事項その他地域経済牽引事業の促進に関し必要な事項を協議するため、地域経済牽引事業促進協議会を設置し、事業計画の候補案件の発掘や、基本計画に基づく事業の進捗状況のフォローアップ等のPDCAサイクルを実施するものとする。

９ 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

（１）総論

（２）土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

（３）市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

１０ 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和５年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成２９年法律第４７号）附則第７条第１項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基

盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和 5 年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和 5 年度中に作成する予定である。そのため、令和 5 年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和 5 年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和 5 年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）